

第 35 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 2 年 5 月 27 日 (水)
- 2 開閉時間 午後 6 時 00 分開会 午後 7 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 10 番 山崎禎彦
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4 番 佐藤美頭雄、6 番 寺崎秀子
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 4 号 農地の賃借料情報について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
議案第 4 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
議案第 5 号 下限面積（別段の面積）の設定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第35回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
- 会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
- 諸般の報告です。
- (会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
- 本会議の議事録署名委員は、4番委員、6番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」から日程第5報告第4号「農地の賃借料情報について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
- 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」でございます。
- 農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第52条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。
- 議案は3頁、4頁をご覧ください。
- 番号が1番、2番の2件でございます。
- 土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者については記載のとおりです。
- 1番について、転用の目的は、雪捨て場です。
- 所有権の移転先は、[REDACTED]で前回の総会で報告した農地法4条の届出のあった土地に隣接する農地です。
- 転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。
- また、転用の理由についても、雪捨て場の確保であることから、基準を満たすものと判断します。
- また、位置図については5頁に載せてありますので、ご確認願います。
- 2番について、転用の目的は、住宅の建設で、所有権の移転先は、[REDACTED]です。
- 転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。
- また、転用の理由についても、住宅の建設のためであることから、基準を満たすものと判断します
- 位置図のついては、6ページに載せてありますので、ご確認願います。
- 以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。
- 続きまして、議案8頁をご覧ください。
- 報告第2号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でござい

ます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 9 頁、10 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件の申請がありました。

続きまして、議案 12 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 13 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 2 号で意見した新規法人の 1 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農地の賃借料情報について」です。

農地法第 52 条に基づき、農地の賃借料情報を取りまとめましたので報告します。

15 頁をご覧ください。

賃借料情報につきましては、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結された賃貸借における賃借料水準について、4 月 21 日付け農業委員会告示第 5 号告示しています。

賃借料の平均額は 9,400 円、最高額は 13,800 円、最低額は 3,900 円で採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 262 件となっています。

昨年度と比較しますと、平均額は 500 円増、最高額は 400 円増、最低額は 400 円増、データ数 3 件減となっています。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

議長
委員
議長
議長

主幹

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 17 頁、18 頁をご覧ください。

番号が 9 番、10 番までの 2 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 7 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案が 21 頁から 26 頁までになります。

番号が 7 番から 18 番までの 12 件でございます。

7 番から 10 番については、借主の規模拡大による新規の賃貸借です。

11 番から 18 番については、新規に設立した法人への賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、27 頁から 41 頁に、調査書は、42 頁から 53 頁に載せてありますのでご確認願います。

説明は以上です。

議長

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第8議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和元年度年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案54頁をご覧ください。
議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明します。
この案件については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知で、毎年度、作成が義務付けられており、本日、審議していただいたあと、農業委員会事務局で公表し、農業者からご意見をいただいた上で決定することになっています。
農業者からのご意見があった場合、再度、審議し決定することになっています。
なお、6月末までに公表し、7月までに農林水産省に報告することになっていますので、よろしくをお願いします。
それでは、議案55頁をご覧ください。
（「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、朗読し説明する。）

議長 それでは、議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明が終わりました。
この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第4号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案 64 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明します。

この案件についても、前議案同様、作成が義務付けられ、同様の手続きで決定し、公表、報告することになっています。

それでは、議案 65 頁をご覧ください。

(「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、朗読し、説明する。)

議長

それでは、議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 10 議案第 5 号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、68 頁をご覧ください。

議案第 5 号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 2 年度の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。

平成 30 年 9 月 25 日開催の第 15 回定例会で、下限面積については、空き家付農地に農地の集積又は集約に適さない小規模な農地も含め、1 筆ごとの指定とし、別段の面積は 1 アールとして設定し、運用してきました。

令和 2 年度においても、68 頁の方針のとおり、引き続き、下限面積の設定について、2015 農林業センサスで、鷹栖町内の農家で 2 ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家戸数の 8 割を超えているため、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する北海道の下限面積 2 ヘクタールとする。

ただし、鷹栖町が行う空き家対策に係る農地（農地の集積又は集約に適さない小規模な農地も含む。以下「空き家付農地」という。）に限り、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 17 条第 2 項を適用する。

適用にあたって、今後、農業従事者の減少、高齢化等で空き家付農地が増加することが見込まれるため、新規居住希望者（新規就農者及び耕作希望者も含む。）を受け入れ、耕作放棄地の解消と発生の未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るものとする。

区域の設定は、空き家付農地について、1筆ごとの指定とし、別段の面積は1アールとする。

引き続き、以上の方針でよろしいかご審議願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹 議案69頁をご覧ください。

次回の定例会についてですが、6月26日（金）午後4時00分からでよろしいでしょうか。

議長 6月26日（金）でよろしいでしょうか。

委員 問題なし。

主幹 第36回定例会は、6月26日金曜日、午後4時00分からでよろしく願いします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

主幹 （事務連絡）

議長 それでは、以上をもって第35回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。